

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月5日
【計算期間】	第21期（自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）
【ファンド名】	T & D 日本株式投信（通貨選択型）米ドルコース
【発行者名】	T & D アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
中小型株	年6回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
（投資信託証券（株式））			
資産複合			

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

ファンドの特色



わが国の株式ならびに株価指数先物取引を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

- 株式の運用にあたっては、日本株式マザーファンドを通じて、主としてわが国の代表的な株価指数*を構成する銘柄に投資を行い、当該株価指数の動きを概ね捉える投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。

また、わが国の株価指数*を対象とする株価指数先物取引にも投資を行います。

*本書作成時点では日経平均株価としております。ただし、今後変更となる場合があります。

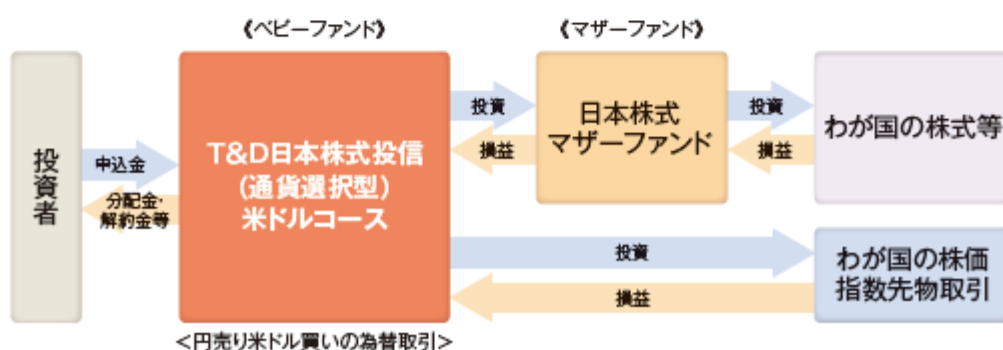


ファンドは、原則として円売り米ドル買いの為替取引を行い、米ドルへの投資効果を追求します。

- 為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引ならびに外国為替予約取引等を利用します。ただし、どちらか一つの取引のみ利用する場合があります。
- 通貨オプション取引と外国為替予約取引等の円売り米ドル買い相当合計額の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として純資産総額を上限として高位を維持することを基本とします。

● ファンドの仕組み

ファンドは、日本株式マザーファンドを親投資信託（マザーファンド）としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● ファンドの3つのポイント

わが国の株式ならびに株価指数先物取引を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の値動きを概ね捉えることを目指すとともに、米ドルへの投資効果を追求します。

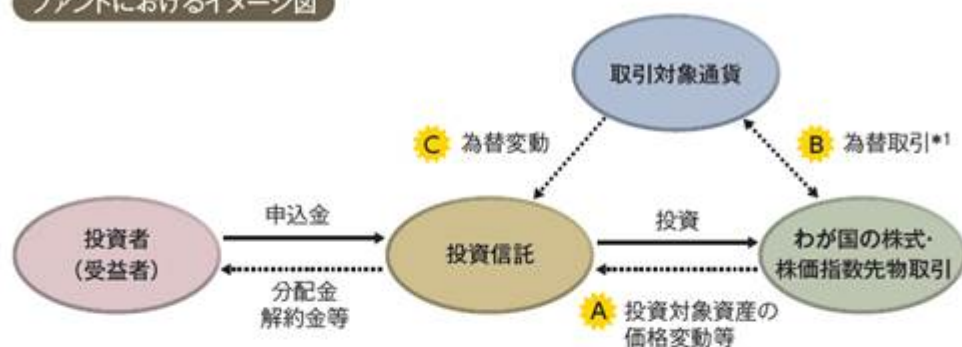
 1 日本株への投資	わが国の株式ならびに株価指数先物取引を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の値動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。
 2 為替の変動	為替差益も収益源となります。米ドルの対円レートが上昇（円安）した場合には為替差益を得ることができ、逆に、米ドルの対円レートが下落（円高）した場合は為替差損が発生します。
 3 為替取引の活用	円に対して為替予約取引を行う場合、円よりも短期金利の高い通貨で為替予約取引を行うと、「為替予約取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できます。一方、円よりも短期金利の低い通貨で為替予約取引を行う場合には、「為替予約取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。 ※為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引および外国為替予約取引等を利用*しますが、通貨オプション取引を行う場合には、オプションプレミアムまたはコストが原則として発生しないようにポジションを構築します。 *ただし、どちらか一つの取引のみ利用する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

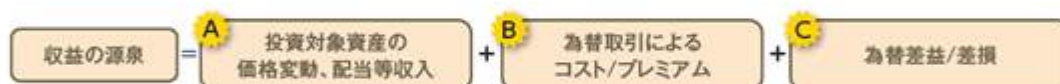
●通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っています。
- ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

ファンドにおけるイメージ図



*1 当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。



収益を得られるケース	●投資対象資産の市況の好転 株価の上昇	●取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利 為替取引によるプレミアム*2 (金利差相当分の収益)の発生	●取引対象通貨が対円で上昇(円安) 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	●投資対象資産の市況の悪化 株価の下落	●取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利 為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生	●取引対象通貨が対円で下落(円高) 為替差損の発生

*2 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)は為替取引により発生するリターンに相当するものを表しておりますが、これらリターンに相応するリスクが内在していることにご留意ください。

為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引および外国為替予約取引等を利用しますが、通貨オプション取引を行う場合には、オプションプレミアムまたはコストが原則として発生しないようにポジションを構築します。

上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

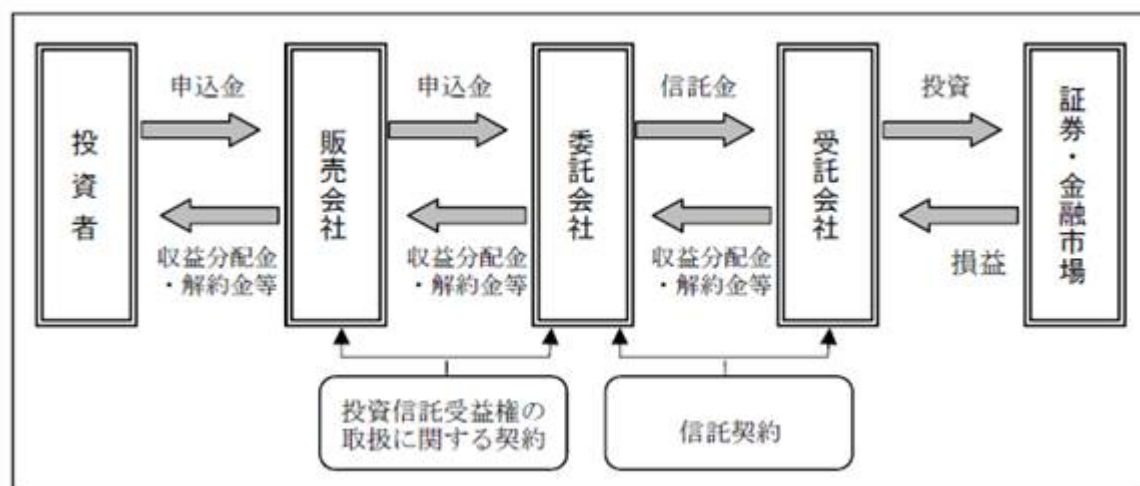
信託金の限度額は2,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2013年8月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & D アセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託約款の届出
- （２）信託財産の運用指図
- （３）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- （４）目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託財産の保管・管理・計算
- （２）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- （１）受益権の募集・販売の取扱い
- （２）受益権の換金（解約）申込の取扱い
- （３）換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- （４）目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a . 資本金

2024年5月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

2024年5月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<基本方針>

この信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

<投資対象>

主として日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。

また、わが国の株価指数先物取引および為替取引等を利用します。

<投資態度>

わが国の株式市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

わが国の株式の運用を行うにあたっては、マザーファンド受益証券への投資に加えて、わが国の株価指数先物取引を利用します。

実質的な株式への投資割合（マザーファンド受益証券と株価指数先物取引の買い建額の合計額）は原則として純資産総額を上限として高位を維持することを基本とします。

円建て資産に対して、原則として円売り米ドル買いの為替取引を行い、米ドルへの投資効果を追求します。為替取引を行うにあたっては、通貨オプション取引ならびに外国為替予約取引等を利用します。

ただし、どちらか一つの取引のみ利用する場合があります。

通貨オプション取引と外国為替予約取引等の円売り米ドル買い相当合計額の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として純資産総額を上限として高位を維持することを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（１）有価証券

（２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

（３）金銭債権

（４）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

委託会社は、信託金を、主としてT & D アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）株券または新株引受権証券

（２）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（３）資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

（４）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

（５）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

（６）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

（７）資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

（８）資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

（９）コマーシャル・ペーパー

（１０）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

- （11）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- （12）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- （13）外国または外国の者の発行する証券または証書で、（1）から（12）の証券または証書の性質を有するものの
- （14）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- （15）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- （16）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- （17）外国法人が発行する譲渡性預金証書
- （18）貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- （19）外国の者に対する権利で（18）の有価証券の性質を有するもの

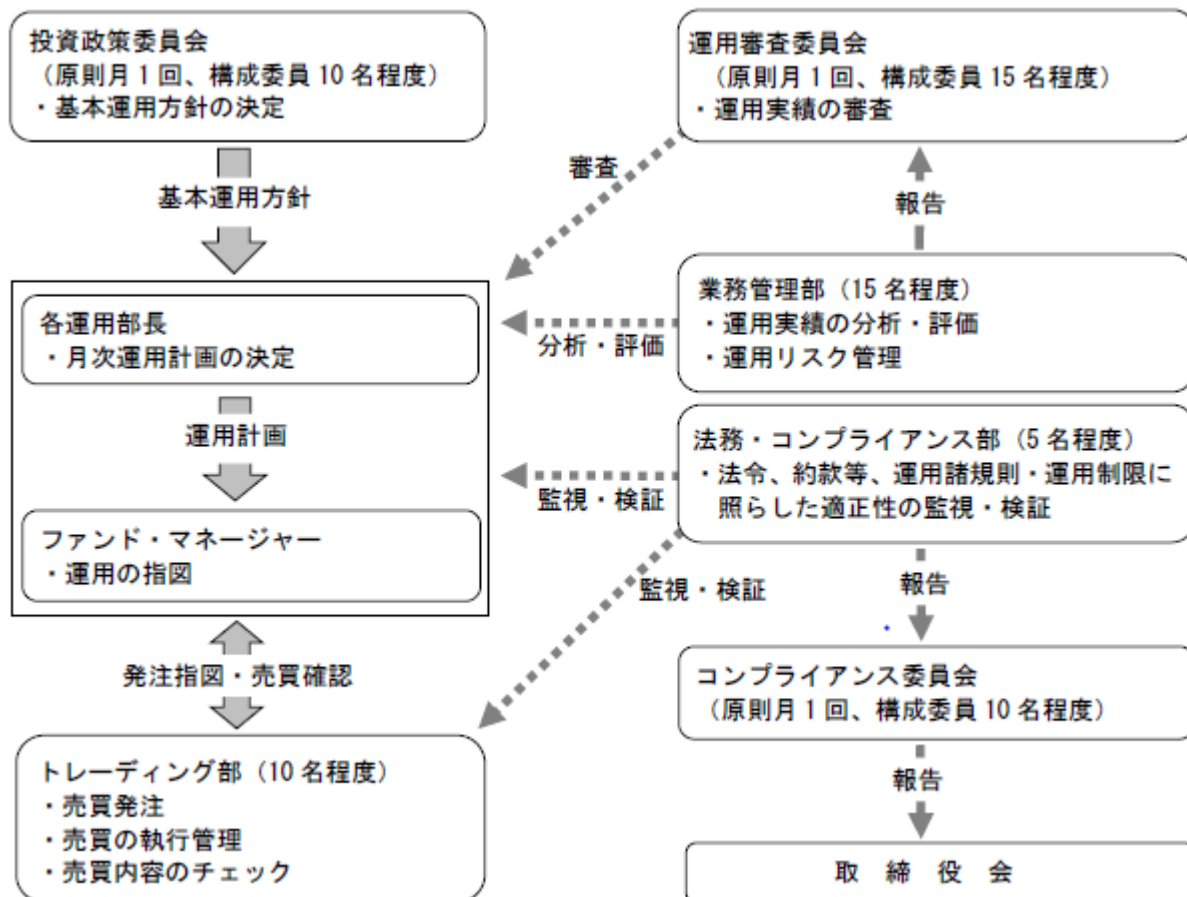
なお、（1）の証券または証書および（13）ならびに（16）の証券または証書のうち（1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、（2）から（4）までの証券および（13）ならびに（16）の証券または証書のうち（2）から（4）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、（11）および（12）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- （1）預金
- （2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- （3）コール・ローン
- （4）手形割引市場において売買される手形
- （5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- （6）外国の者に対する権利で（5）の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2024年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回、毎決算時（原則として5月、11月の各7日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく投資制限**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. から2. の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当（換金に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a の信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
 - b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- a. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- e. に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - f. に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- a. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
 - b. aの予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合

を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. bの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）日本株式マザーファンドの概要

（１）投資方針

＜基本方針＞

この信託は、信託財産の成長を目標に運用を行います。

＜投資対象＞

わが国の株式を主要投資対象とします。わが国の株価指数先物取引を利用する場合があります。

＜投資態度＞

わが国の株式への投資割合は高位を保つものとし、わが国の株式市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

株式の運用にあたっては、主としてわが国の代表的な株価指数を構成する銘柄に投資を行い、当該株価指数の動きを概ね捉える投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。

代表的な株価指数は、委託会社が市場動向や経済効率性を勘案して決定します。

わが国の株価指数先物取引を利用する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（１）有価証券

（２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

（３）金銭債権

（４）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）株券または新株引受権証書

- (2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (3) 資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (4) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (5) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (6) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (7) 資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (8) 資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 - (9) コマーシャル・ペーパー
 - (10) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (11) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (12) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (13) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1) から (12) の証券または証書の性質を有するものの
 - (14) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
 - (16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (17) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (18) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (19) 外国の者に対する権利で (18) の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1) の証券または証書および (13) ならびに (16) の証券または証書のうち (1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2) から (4) までの証券および (13) ならびに (16) の証券または証書のうち (2) から (4) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(11) および (12) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で (5) の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託受益証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.から2.の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b. aの信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
 - a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
 - b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価等が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

ファンドは円売り米ドル買いの為替取引を行いますので、円に対する米ドルの為替変動の影響を受けます。米ドルが対円で下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

米ドルの金利が円の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

取引先リスク（為替取引）

為替取引に活用する通貨オプション取引にあたっては、取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。

流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入、換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

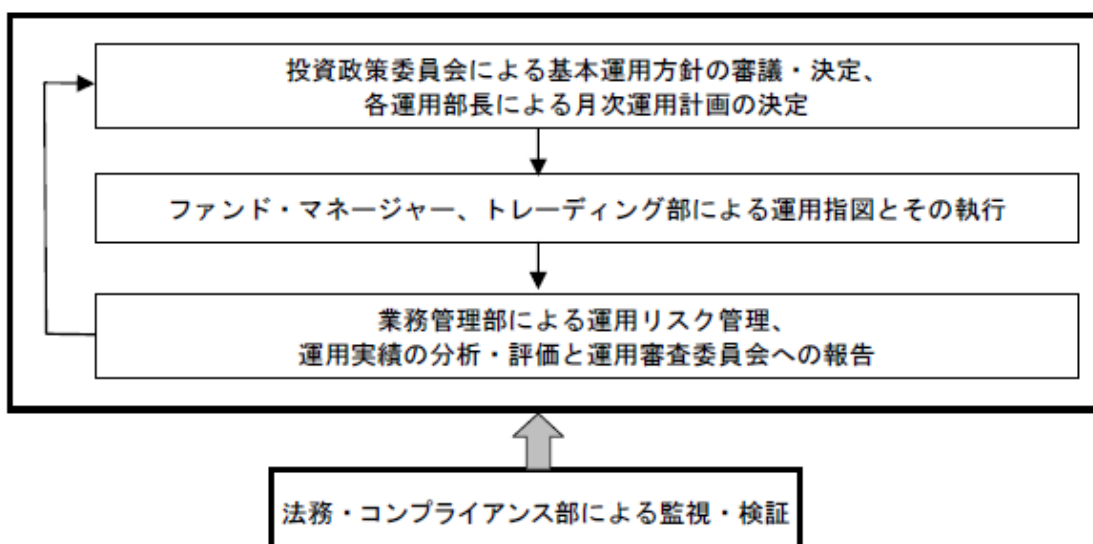
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2024年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.30%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}としてご負担いただきます。

^{*}「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.144%（税抜1.04%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]（年率・税抜）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.35%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2024年5月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年5月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,443	72.40
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	550	27.60
合計（純資産総額）	-	1,993	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	535,011,000	26.85

(注) 株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	1,953,267,500	98.03

(注) 為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

(2024年5月31日現在)

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 (口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	日本株式マザーファンド	413,465,943	3.5155 1,453,539,522	3.4891 1,442,665,368	72.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

□．投資有価証券の種類別比率

（2024年5月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	72.40
合計	72.40

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2024年5月31日現在）

区 分	種 類	簿 価（円）	時 価（円）	投資比率 （％）
市場取引	株価指数先物取引 買 建 日経平均株価指数先物	540,079,980	535,011,000	26.85

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2024年5月31日現在）

区 分	種 類	簿 価（円）	時 価（円）	投資比率 （％）
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買 建 U S ドル	1,927,656,250	1,953,267,500	98.03

（注）1 時価の算定方法

為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

2024年5月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第2期 計算期間 （2014年11月7日現在）	3,509	4,431	1.1409	1.4409
第3期 計算期間 （2015年5月7日現在）	4,007	4,876	1.1065	1.3465
第4期 計算期間 （2015年11月9日現在）	8,038	8,251	1.1287	1.1587
第5期 計算期間 （2016年5月9日現在）	6,437	6,437	0.8115	0.8115
第6期 計算期間 （2016年11月7日現在）	6,025	6,025	0.8321	0.8321
第7期 計算期間 （2017年5月8日現在）	5,525	5,525	1.0463	1.0463
第8期 計算期間 （2017年11月7日現在）	4,324	4,668	1.1327	1.2227
第9期 計算期間 （2018年5月7日現在）	3,579	3,579	1.0768	1.0768
第10期 計算期間 （2018年11月7日現在）	3,080	3,128	1.0960	1.1129
第11期 計算期間 （2019年5月7日現在）	2,694	2,720	1.0747	1.0852
第12期 計算期間 （2019年11月7日現在）	2,503	2,586	1.1044	1.1409
第13期 計算期間 （2020年5月7日現在）	1,799	1,799	0.9212	0.9212
第14期 計算期間 （2020年11月9日現在）	2,006	2,006	1.1287	1.1287
第15期 計算期間 （2021年5月7日現在）	1,556	1,942	1.1298	1.4098
第16期 計算期間 （2021年11月8日現在）	1,574	1,703	1.0949	1.1849
第17期 計算期間 （2022年5月9日現在）	1,579	1,643	1.0869	1.1309
第18期 計算期間 （2022年11月7日現在）	1,648	1,829	1.1661	1.2941
第19期 計算期間 （2023年5月8日現在）	1,602	1,660	1.1138	1.1538
2023年5月末日	1,670	-	1.2281	-
2023年6月末日	1,857	-	1.3720	-
2023年7月末日	1,799	-	1.3414	-
2023年8月末日	1,823	-	1.3737	-
2023年9月末日	1,840	-	1.3879	-
2023年10月末日	1,794	-	1.3492	-

第20期 計算期間 (2023年11月7日現在)	1,723	1,898	1.2855	1.4155
2023年11月末日	1,767	-	1.3091	-
2023年12月末日	1,689	-	1.2688	-
2024年1月末日	1,904	-	1.4335	-
2024年2月末日	2,085	-	1.5804	-
2024年3月末日	2,178	-	1.6487	-
2024年4月末日	2,178	-	1.6379	-
第21期 計算期間 (2024年5月7日現在)	1,972	2,187	1.4676	1.6276
2024年5月末日	1,993	-	1.4852	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第2期 計算期間（2014年11月7日）	0.3000
第3期 計算期間（2015年5月7日）	0.2400
第4期 計算期間（2015年11月9日）	0.0300
第5期 計算期間（2016年5月9日）	0.0000
第6期 計算期間（2016年11月7日）	0.0000
第7期 計算期間（2017年5月8日）	0.0000
第8期 計算期間（2017年11月7日）	0.0900
第9期 計算期間（2018年5月7日）	0.0000
第10期 計算期間（2018年11月7日）	0.0169
第11期 計算期間（2019年5月7日）	0.0105
第12期 計算期間（2019年11月7日）	0.0365
第13期 計算期間（2020年5月7日）	0.0000
第14期 計算期間（2020年11月9日）	0.0000
第15期 計算期間（2021年5月7日）	0.2800
第16期 計算期間（2021年11月8日）	0.0900
第17期 計算期間（2022年5月9日）	0.0440
第18期 計算期間（2022年11月7日）	0.1280
第19期 計算期間（2023年5月8日）	0.0400
第20期 計算期間（2023年11月7日）	0.1300
第21期 計算期間（2024年5月7日）	0.1600

【収益率の推移】

	収益率（％）
第2期 計算期間（2014年5月8日 ～ 2014年11月7日）	35.81
第3期 計算期間（2014年11月8日 ～ 2015年5月7日）	18.02
第4期 計算期間（2015年5月8日 ～ 2015年11月9日）	4.72
第5期 計算期間（2015年11月10日 ～ 2016年5月9日）	28.10
第6期 計算期間（2016年5月10日 ～ 2016年11月7日）	2.54
第7期 計算期間（2016年11月8日 ～ 2017年5月8日）	25.74
第8期 計算期間（2017年5月9日 ～ 2017年11月7日）	16.86
第9期 計算期間（2017年11月8日 ～ 2018年5月7日）	4.94

第10期 計算期間（2018年5月8日 ～ 2018年11月7日）	3.35
第11期 計算期間（2018年11月8日 ～ 2019年5月7日）	0.99
第12期 計算期間（2019年5月8日 ～ 2019年11月7日）	6.16
第13期 計算期間（2019年11月8日 ～ 2020年5月7日）	16.59
第14期 計算期間（2020年5月8日 ～ 2020年11月9日）	22.52
第15期 計算期間（2020年11月10日 ～ 2021年5月7日）	24.90
第16期 計算期間（2021年5月8日 ～ 2021年11月8日）	4.88
第17期 計算期間（2021年11月9日 ～ 2022年5月9日）	3.29
第18期 計算期間（2022年5月10日 ～ 2022年11月7日）	19.06
第19期 計算期間（2022年11月8日 ～ 2023年5月8日）	1.05
第20期 計算期間（2023年5月9日 ～ 2023年11月7日）	27.09
第21期 計算期間（2023年11月8日 ～ 2024年5月7日）	26.61

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第2期 計算期間（2014年5月8日 ～ 2014年11月7日）	1,137,652,903	3,967,219,094
第3期 計算期間（2014年11月8日 ～ 2015年5月7日）	3,414,090,736	2,867,945,912
第4期 計算期間（2015年5月8日 ～ 2015年11月9日）	5,489,351,594	1,989,369,508
第5期 計算期間（2015年11月10日 ～ 2016年5月9日）	3,224,486,731	2,413,277,435
第6期 計算期間（2016年5月10日 ～ 2016年11月7日）	935,978,119	1,628,258,617
第7期 計算期間（2016年11月8日 ～ 2017年5月8日）	639,473,410	2,599,620,123
第8期 計算期間（2017年5月9日 ～ 2017年11月7日）	209,337,638	1,672,168,783
第9期 計算期間（2017年11月8日 ～ 2018年5月7日）	322,077,140	815,494,827
第10期 計算期間（2018年5月8日 ～ 2018年11月7日）	322,366,057	835,938,331
第11期 計算期間（2018年11月8日 ～ 2019年5月7日）	59,213,082	362,945,759
第12期 計算期間（2019年5月8日 ～ 2019年11月7日）	150,650,000	391,008,508
第13期 計算期間（2019年11月8日 ～ 2020年5月7日）	78,989,631	392,204,009
第14期 計算期間（2020年5月8日 ～ 2020年11月9日）	16,934,714	192,699,861
第15期 計算期間（2020年11月10日 ～ 2021年5月7日）	30,194,196	430,119,204
第16期 計算期間（2021年5月8日 ～ 2021年11月8日）	112,011,540	52,054,406
第17期 計算期間（2021年11月9日 ～ 2022年5月9日）	77,151,164	62,010,698
第18期 計算期間（2022年5月10日 ～ 2022年11月7日）	62,504,614	101,423,675
第19期 計算期間（2022年11月8日 ～ 2023年5月8日）	149,325,870	124,472,846
第20期 計算期間（2023年5月9日 ～ 2023年11月7日）	95,435,451	193,366,732
第21期 計算期間（2023年11月8日 ～ 2024年5月7日）	64,412,346	61,283,340

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）日本株式マザーファンドの状況

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2024年5月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	1,425	98.75
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	18	1.25
合計（純資産総額）	-	1,443	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2024年5月31日現在）

	国名	種類	業 種	銘 柄 名	数 量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	3,600	36,840.00 132,624,000	33,630.00 121,068,000	8.39
2	日本	株式	小売業	ファーストリテイリング	3,000	42,110.00 126,330,000	40,210.00 120,630,000	8.36
3	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンクグループ	7,300	8,078.00 58,969,400	9,042.00 66,006,600	4.58
4	日本	株式	電気機器	アドバンテスト	9,800	5,222.00 51,175,600	5,313.00 52,067,400	3.61
5	日本	株式	化学	信越化学工業	6,100	5,903.00 36,008,300	5,855.00 35,715,500	2.48
6	日本	株式	情報・通信業	K D D I	7,400	4,378.00 32,397,200	4,337.00 32,093,800	2.22
7	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	3,700	7,049.00 26,081,300	7,948.00 29,407,600	2.04
8	日本	株式	電気機器	T D K	3,700	7,228.00 26,743,600	7,851.00 29,048,700	2.01
9	日本	株式	機械	ダイキン工業	1,200	22,395.00 26,874,000	22,945.00 27,534,000	1.91
10	日本	株式	電気機器	ファナック	6,100	4,703.00 28,688,300	4,399.00 26,833,900	1.86
11	日本	株式	精密機器	テルモ	9,800	2,666.50 26,131,700	2,670.00 26,166,000	1.81
12	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	6,200	3,599.00 22,313,800	3,401.00 21,086,200	1.46
13	日本	株式	医薬品	第一三共	3,700	5,324.00 19,698,800	5,578.00 20,638,600	1.43
14	日本	株式	電気機器	京セラ	10,000	1,918.00 19,180,000	1,786.00 17,860,000	1.24
15	日本	株式	医薬品	中外製薬	3,700	4,985.00 18,444,500	4,781.00 17,689,700	1.23
16	日本	株式	電気機器	レーザーテック	400	42,390.00 16,956,000	40,490.00 16,196,000	1.12
17	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	1,200	12,680.00 15,216,000	12,895.00 15,474,000	1.07
18	日本	株式	情報・通信業	N T T データグループ	6,200	2,494.50 15,465,900	2,408.50 14,932,700	1.04

19	日本	株式	化学	日東電工	1,200	12,845.00 15,414,000	11,995.00 14,394,000	1.00
20	日本	株式	化学	富士フイルムホールディングス	3,900	3,488.00 13,603,200	3,579.00 13,958,100	0.97
21	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	7,500	1,773.50 13,301,250	1,769.50 13,271,250	0.92
22	日本	株式	情報・通信業	コナミグループ	1,200	9,481.00 11,377,200	10,965.00 13,158,000	0.91
23	日本	株式	卸売業	三菱商事	3,900	3,467.00 13,521,300	3,303.00 12,881,700	0.89
24	日本	株式	輸送用機器	デンソー	5,000	2,669.00 13,345,000	2,543.00 12,715,000	0.88
25	日本	株式	精密機器	オリンパス	5,000	2,284.00 11,420,000	2,473.50 12,367,500	0.86
26	日本	株式	機械	ディスコ	200	50,610.00 10,122,000	61,490.00 12,298,000	0.85
27	日本	株式	サービス業	セコム	1,200	10,715.00 12,858,000	9,772.00 11,726,400	0.81
28	日本	株式	卸売業	豊田通商	1,200	10,130.00 12,156,000	9,539.00 11,446,800	0.79
29	日本	株式	精密機器	H O Y A	600	18,395.00 11,037,000	19,060.00 11,436,000	0.79
30	日本	株式	食料品	キッコーマン	6,000	1,895.50 11,373,000	1,819.00 10,914,000	0.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2024年5月31日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	電気機器	26.74
株式	小売業	10.80
株式	情報・通信業	10.28
株式	化学	6.56
株式	医薬品	5.70
株式	機械	5.33
株式	輸送用機器	4.93
株式	サービス業	4.20
株式	卸売業	3.77
株式	精密機器	3.72
株式	食料品	3.14
株式	その他製品	2.20
株式	建設業	1.64
株式	不動産業	1.30
株式	保険業	1.22
株式	非鉄金属	1.00
株式	その他金融業	0.95
株式	陸運業	0.93
株式	ゴム製品	0.81

株式	銀行業	0.79
株式	ガラス・土石製品	0.73
株式	海運業	0.48
株式	石油・石炭製品	0.26
株式	空運業	0.26
株式	倉庫・運輸関連業	0.25
株式	証券、商品先物取引業	0.21
株式	電気・ガス業	0.14
株式	繊維製品	0.10
株式	水産・農林業	0.09
株式	鉱業	0.08
株式	パルプ・紙	0.07
株式	鉄鋼	0.05
株式	金属製品	0.02
合計		98.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。

^{*}これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額とします。

＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド：原則として基準価額計算日の基準価額で評価します。
- ・株価指数先物取引：原則として計算日に知り得る直近の日の清算値段等で評価します。
- ・外国為替予約取引：原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
- ・通貨オプション取引：原則として金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所における最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2024年11月7日までですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年5月8日から11月7日まで、11月8日から翌年5月7日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**信託の終了****a．ファンドの繰上償還**

- （１）委託会社は、信託契約の換金申込により受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - （２）委託会社は、（１）の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - （３）（２）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - （４）（２）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - （５）（２）から（４）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（２）から（４）までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「 信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasst.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開

始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者としす。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第21期計算期間(2023年11月8日から2024年5月7日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

T & D 日本株式投信（通貨選択型）米ドルコース

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期 (2023年11月7日現在)	第21期 (2024年5月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	596,435,863	699,029,893
親投資信託受益証券	1,256,957,982	1,453,539,522
未収入金	29,263,190	1,583,440
未収利息	-	987
差入委託証拠金	35,121,218	66,854,687
流動資産合計	1,917,778,253	2,221,008,529
資産合計	1,917,778,253	2,221,008,529
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,000,100	18,574,880
未払金	1,926,040	4,299,350
未払収益分配金	174,270,132	214,986,958
未払解約金	11,721	64,761
未払受託者報酬	391,935	423,885
未払委託者報酬	9,798,323	10,597,128
未払利息	1,084	-
その他未払費用	97,926	105,910
流動負債合計	194,497,261	249,052,872
負債合計	194,497,261	249,052,872
純資産の部		
元本等		
元本	1,340,539,482	1,343,668,488
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	382,741,510	628,287,169
（分配準備積立金）	281,700,523	502,083,463
元本等合計	1,723,280,992	1,971,955,657
純資産合計	1,723,280,992	1,971,955,657
負債純資産合計	1,917,778,253	2,221,008,529

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 （自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）	第21期 （自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）
営業収益		
受取利息	-	48,563
有価証券売買等損益	136,003,835	253,881,540
派生商品取引等損益	53,122,680	97,902,700
為替差損益	231,370,990	113,081,060
営業収益合計	420,497,505	464,913,863
営業費用		
支払利息	170,295	93,620
受託者報酬	391,935	423,885
委託者報酬	9,798,323	10,597,128
その他費用	97,926	111,026
営業費用合計	10,458,479	11,225,659
営業利益	410,039,026	453,688,204
経常利益	410,039,026	453,688,204
当期純利益	410,039,026	453,688,204
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	18,020,138	5,822,145
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	163,657,778	382,741,510
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,576,761	30,066,800
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,576,761	30,066,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,241,785	17,400,242
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,241,785	17,400,242
分配金	174,270,132	214,986,958
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	382,741,510	628,287,169

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第20期 (2023年11月7日現在)	第21期 (2024年5月7日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,340,539,482口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,343,668,488口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2855円 (1万口当たり純資産額 12,855円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4676円 (1万口当たり純資産額 14,676円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第20期 (自 2023年5月9日 至 2023年11月7日)	第21期 (自 2023年11月8日 至 2024年5月7日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（10,983,148円）、費用控除後有価証券売買等損益（366,762,885円）、収益調整金（101,040,987円）、及び分配準備積立金（78,224,622円）より、分配対象収益は557,011,642円（1万口当たり4,155円）であり、うち174,270,132円（1万口当たり1,300円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（13,096,535円）、費用控除後有価証券売買等損益（434,769,524円）、収益調整金（126,203,706円）、及び分配準備積立金（269,204,362円）より、分配対象収益は843,274,127円（1万口当たり6,275円）であり、うち214,986,958円（1万口当たり1,600円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第20期 （自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）	第21期 （自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、デリバティブ取引及びコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。 デリバティブ取引は、日経平均株価指数先物及び為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。リスクとしては、市場価格の変動に係るリスク、為替変動リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
---------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

	第20期 （2023年11月7日現在）	第21期 （2024年5月7日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 先物取引及び為替予約取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期 （自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）	第21期 （自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第20期 （自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）	第21期 （自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）
期首元本額	1,438,470,763 円	1,340,539,482 円
期中追加設定元本額	95,435,451 円	64,412,346 円
期中一部解約元本額	193,366,732 円	61,283,340 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第20期（自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	136,003,835 円
合計	136,003,835 円

第21期（自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	252,083,954 円
合計	252,083,954 円

3 デリバティブ取引関係

第20期（自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買 建				
	日経平均株価指数先物	447,716,000	-	442,099,000	5,647,140
合 計		447,716,000	-	442,099,000	5,647,140

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	USドル	1,700,994,000	-	1,698,641,040	2,352,960
合 計		1,700,994,000	-	1,698,641,040	2,352,960

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。
- 3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

第21期（自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買 建				
	日経平均株価指数先物	519,415,000	-	505,440,000	14,003,600
合 計		519,415,000	-	505,440,000	14,003,600

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	USドル	1,945,479,060	-	1,940,907,780	4,571,280
合 計		1,945,479,060	-	1,940,907,780	4,571,280

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2024年5月7日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	413,465,943	1,453,539,522	
合計		413,465,943	1,453,539,522	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

（参考）日本株式マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（2023年11月7日現在）	（2024年5月7日現在）
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,149,007	6,755,068
株式	1,242,316,270	1,435,980,340
未収配当金	9,493,580	10,805,408
未収利息	-	9
流動資産合計	1,256,958,857	1,453,540,825
資産合計	1,256,958,857	1,453,540,825
負債の部		
流動負債		
未払利息	9	-
流動負債合計	9	-
負債合計	9	-
純資産の部		
元本等		
元本	433,673,055	413,465,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	823,285,793	1,040,074,882
元本等合計	1,256,958,848	1,453,540,825
純資産合計	1,256,958,848	1,453,540,825
負債純資産合計	1,256,958,857	1,453,540,825

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2023年11月7日現在)	(2024年5月7日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 433,673,055口	1 計算期間の末日における受益権の総数 413,465,943口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8984円 (1万口当たり純資産額 28,984円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.5155円 (1万口当たり純資産額 35,155円)

(その他の注記)

1 元本の移動

対象年月日 項 目	(2023年11月7日現在)	(2024年5月7日現在)
期首元本額	427,739,993 円	433,673,055 円
期中追加設定元本額	5,933,062 円	4,117,486 円
期中一部解約元本額	- 円	24,324,598 円
期末元本額	433,673,055 円	413,465,943 円
元本の内訳 *		
T & D 日本株式投信 (通貨選択型) 米ドル コース	433,673,055 円	413,465,943 円
合計	433,673,055 円	413,465,943 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	1,242,316,270 円	124,776,594 円
合計	1,242,316,270 円	124,776,594 円

（自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	1,435,980,340 円	236,968,624 円
合計	1,435,980,340 円	236,968,624 円

3 デリバティブ取引関係

（自 2023年5月9日 至 2023年11月7日）

該当事項はありません。

（自 2023年11月8日 至 2024年5月7日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

a．株式

（2024年5月7日現在）

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッスイ	1,400	951.70	1,332,380	
I N P E X	500	2,360.00	1,180,000	
コムシスホールディングス	1,300	3,653.00	4,748,900	
大成建設	300	5,878.00	1,763,400	
大林組	1,400	1,751.50	2,452,100	
清水建設	1,400	1,008.50	1,411,900	
長谷工コーポレーション	200	1,903.00	380,600	
鹿島建設	700	2,984.50	2,089,150	
大和ハウス工業	1,300	4,393.00	5,710,900	
積水ハウス	1,300	3,684.00	4,789,200	
日揮ホールディングス	1,400	1,371.00	1,919,400	
日清製粉グループ本社	1,300	2,060.50	2,678,650	
明治ホールディングス	500	3,554.00	1,777,000	
日本ハム	700	5,113.00	3,579,100	
サッポロホールディングス	200	5,657.00	1,131,400	
アサヒグループホールディングス	1,300	5,464.00	7,103,200	
麒麟ホールディングス	1,300	2,266.00	2,945,800	
キッコーマン	6,000	1,895.50	11,373,000	
味の素	1,300	5,881.00	7,645,300	
ニチレイ	700	3,951.00	2,765,700	
日本たばこ産業	1,300	4,308.00	5,600,400	
帝人	200	1,536.00	307,200	
東レ	1,400	714.90	1,000,860	
王子ホールディングス	1,400	620.80	869,120	
日本製紙	100	1,098.00	109,800	

クラレ	1,400	1,714.00	2,399,600	
旭化成	1,400	1,105.00	1,547,000	
レゾナック・ホールディングス	100	3,529.00	352,900	
住友化学	1,400	333.00	466,200	
日産化学	1,300	5,421.00	7,047,300	
東ソー	700	2,179.50	1,525,650	
トクヤマ	200	3,156.00	631,200	
デンカ	200	2,313.50	462,700	
信越化学工業	6,100	5,903.00	36,008,300	
三井化学	200	4,433.00	886,600	
三菱ケミカルグループ	700	902.20	631,540	
U B E	100	2,871.00	287,100	
花王	1,300	6,575.00	8,547,500	
D I C	100	2,925.00	292,500	
富士フイルムホールディングス	3,900	3,488.00	13,603,200	
資生堂	1,300	4,320.00	5,616,000	
日東電工	1,200	12,845.00	15,414,000	
協和キリン	1,300	2,686.00	3,491,800	
武田薬品工業	1,300	4,099.00	5,328,700	
アステラス製薬	6,200	1,562.50	9,687,500	
住友ファーマ	1,400	360.00	504,000	
塩野義製薬	1,200	7,414.00	8,896,800	
中外製薬	3,700	4,985.00	18,444,500	
エーザイ	1,200	6,595.00	7,914,000	
第一三共	3,700	5,324.00	19,698,800	
大塚ホールディングス	1,300	6,464.00	8,403,200	
出光興産	2,500	1,035.00	2,587,500	
E N E O S ホールディングス	1,400	705.60	987,840	
横浜ゴム	700	3,987.00	2,790,900	
ブリヂストン	1,300	6,869.00	8,929,700	
A G C	300	5,836.00	1,750,800	
日本電気硝子	400	3,685.00	1,474,000	
太平洋セメント	100	3,606.00	360,600	
東海カーボン	1,400	1,034.50	1,448,300	
T O T O	700	4,156.00	2,909,200	
日本碍子	1,400	2,143.50	3,000,900	
日本製鉄	100	3,457.00	345,700	
神戸製鋼所	100	1,902.50	190,250	
J F E ホールディングス	100	2,340.00	234,000	
三井金属鉱業	100	4,950.00	495,000	
三菱マテリアル	100	3,043.00	304,300	
住友金属鉱山	700	5,241.00	3,668,700	
D O W A ホールディングス	300	5,888.00	1,766,400	
古河電気工業	100	3,544.00	354,400	
住友電気工業	1,300	2,434.00	3,164,200	
フジクラ	1,400	2,939.00	4,114,600	
S U M C O	100	2,408.00	240,800	
日本製鋼所	200	3,794.00	758,800	
オークマ	300	7,139.00	2,141,700	
アマダ	1,400	1,738.50	2,433,900	
ディスコ	200	50,610.00	10,122,000	
S M C	100	85,190.00	8,519,000	

小松製作所	1,300	4,632.00	6,021,600	
住友重機械工業	200	4,398.00	879,600	
日立建機	1,300	4,508.00	5,860,400	
クボタ	1,300	2,520.00	3,276,000	
荏原製作所	300	13,740.00	4,122,000	
ダイキン工業	1,200	22,395.00	26,874,000	
日本精工	1,400	855.90	1,198,260	
N T N	1,400	310.40	434,560	
ジェイテクト	1,400	1,235.50	1,729,700	
日立造船	200	1,233.00	246,600	
三菱重工業	1,000	1,432.00	1,432,000	
I H I	100	3,856.00	385,600	
ミネベアミツミ	1,300	3,014.00	3,918,200	
日立製作所	300	14,670.00	4,401,000	
三菱電機	1,300	2,856.00	3,712,800	
富士電機	300	10,050.00	3,015,000	
安川電機	1,300	6,633.00	8,622,900	
ソシオネクスト	1,000	4,709.00	4,709,000	
ニデック	1,000	7,122.00	7,122,000	
オムロン	1,300	5,680.00	7,384,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	200	2,986.50	597,300	
日本電気	100	11,400.00	1,140,000	
富士通	1,000	2,455.00	2,455,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,300	2,595.00	3,373,500	
セイコーエプソン	2,500	2,542.50	6,356,250	
パナソニック ホールディングス	1,400	1,382.00	1,934,800	
シャープ	1,400	860.40	1,204,560	
ソニーグループ	1,200	12,680.00	15,216,000	
T D K	3,700	7,228.00	26,743,600	
アルプスアルパイン	1,400	1,497.50	2,096,500	
横河電機	1,300	3,552.00	4,617,600	
アドバンテスト	9,800	5,222.00	51,175,600	
キーエンス	100	71,290.00	7,129,000	
レーザーテック	400	42,390.00	16,956,000	
カシオ計算機	1,400	1,325.00	1,855,000	
ファナック	6,100	4,703.00	28,688,300	
京セラ	10,000	1,918.00	19,180,000	
太陽誘電	1,300	3,647.00	4,741,100	
村田製作所	3,000	2,855.50	8,566,500	
S C R E E Nホールディングス	500	17,500.00	8,750,000	
キヤノン	1,900	4,328.00	8,223,200	
リコー	1,400	1,380.00	1,932,000	
東京エレクトロン	3,600	36,840.00	132,624,000	
デンソー	5,000	2,669.00	13,345,000	
川崎重工業	100	4,971.00	497,100	
日産自動車	1,400	580.00	812,000	
いすゞ自動車	700	1,959.50	1,371,650	
トヨタ自動車	6,200	3,599.00	22,313,800	
日野自動車	1,400	462.10	646,940	
三菱自動車工業	100	476.50	47,650	
マツダ	200	1,716.00	343,200	

本田技研工業	7,500	1,773.50	13,301,250	
スズキ	5,200	1,806.50	9,393,800	
S U B A R U	1,300	3,410.00	4,433,000	
ヤマハ発動機	3,900	1,429.00	5,573,100	
テルモ	9,800	2,666.50	26,131,700	
ニコン	1,400	1,685.00	2,359,000	
オリンパス	5,000	2,284.00	11,420,000	
H O Y A	600	18,395.00	11,037,000	
シチズン時計	1,400	1,020.00	1,428,000	
バンダイナムコホールディングス	3,700	3,006.00	11,122,200	
T O P P A Nホールディングス	700	3,745.00	2,621,500	
大日本印刷	700	4,560.00	3,192,000	
ヤマハ	1,300	3,322.00	4,318,600	
任天堂	1,200	7,759.00	9,310,800	
東京電力ホールディングス	100	982.90	98,290	
中部電力	100	1,997.00	199,700	
関西電力	100	2,519.00	251,900	
東京瓦斯	200	3,514.00	702,800	
大阪瓦斯	200	3,448.00	689,600	
東武鉄道	200	2,974.50	594,900	
東急	700	1,873.50	1,311,450	
小田急電鉄	700	1,782.00	1,247,400	
京王電鉄	200	3,868.00	773,600	
京成電鉄	600	5,910.00	3,546,000	
東日本旅客鉄道	300	2,990.00	897,000	
西日本旅客鉄道	200	3,175.00	635,000	
東海旅客鉄道	500	3,533.00	1,766,500	
ヤマトホールディングス	1,300	2,028.00	2,636,400	
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	100	7,954.00	795,400	
日本郵船	400	4,305.00	1,722,000	
商船三井	400	4,764.00	1,905,600	
川崎汽船	1,200	2,165.00	2,598,000	
日本航空	1,300	2,729.00	3,547,700	
A N Aホールディングス	100	3,040.00	304,000	
三菱倉庫	700	5,175.00	3,622,500	
ネクソン	2,500	2,566.50	6,416,250	
メルカリ	1,000	1,803.00	1,803,000	
L I N Eヤフー	500	377.00	188,500	
トレンドマイクロ	1,200	8,046.00	9,655,200	
日本電信電話	12,700	169.80	2,156,460	
K D D I	7,400	4,378.00	32,397,200	
ソフトバンク	1,300	1,899.00	2,468,700	
東宝	100	5,124.00	512,400	
N T Tデータグループ	6,200	2,494.50	15,465,900	
コナミグループ	1,200	9,481.00	11,377,200	
ソフトバンクグループ	7,300	8,078.00	58,969,400	
双日	200	4,278.00	855,600	
伊藤忠商事	1,300	7,405.00	9,626,500	
丸紅	1,300	2,914.00	3,788,200	
豊田通商	1,200	10,130.00	12,156,000	
三井物産	1,300	7,745.00	10,068,500	

住友商事	1,300	4,275.00	5,557,500	
三菱商事	3,900	3,467.00	13,521,300	
J．フロント リテイリング	700	1,452.50	1,016,750	
Z O Z O	1,000	3,563.00	3,563,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,400	2,346.50	3,285,100	
セブン＆アイ・ホールディングス	3,900	2,004.00	7,815,600	
高島屋	700	2,332.00	1,632,400	
丸井グループ	1,300	2,419.50	3,145,350	
イオン	1,300	3,256.00	4,232,800	
ニトリホールディングス	500	21,140.00	10,570,000	
ファーストリテイリング	3,000	42,110.00	126,330,000	
しずおかフィナンシャルグループ	1,400	1,431.50	2,004,100	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,400	836.80	1,171,520	
あおぞら銀行	100	2,479.50	247,950	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,400	1,559.00	2,182,600	
りそなホールディングス	100	968.80	96,880	
三井住友トラスト・ホールディングス	200	3,234.00	646,800	
三井住友フィナンシャルグループ	100	8,907.00	890,700	
千葉銀行	1,400	1,302.00	1,822,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	200	4,113.00	822,600	
みずほフィナンシャルグループ	100	3,006.00	300,600	
大和証券グループ本社	1,400	1,161.00	1,625,400	
野村ホールディングス	1,400	927.80	1,298,920	
S O M P Oホールディングス	900	3,126.00	2,813,400	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	1,200	2,834.50	3,401,400	
第一生命ホールディングス	100	3,660.00	366,000	
東京海上ホールディングス	1,900	5,050.00	9,595,000	
クレディセゾン	1,300	2,988.00	3,884,400	
オリックス	1,300	3,258.00	4,235,400	
日本取引所グループ	1,300	3,673.00	4,774,900	
東急不動産ホールディングス	1,400	1,160.00	1,624,000	
三井不動産	3,900	1,610.00	6,279,000	
三菱地所	1,300	2,947.00	3,831,100	
東京建物	700	2,638.50	1,846,950	
住友不動産	1,300	5,415.00	7,039,500	
エムスリー	3,000	1,699.50	5,098,500	
ディー・エヌ・エー	400	1,610.50	644,200	
電通グループ	1,300	4,257.00	5,534,100	
オリエンタルランド	1,300	4,278.00	5,561,400	
サイバーエージェント	1,100	981.10	1,079,210	
リクルートホールディングス	3,700	7,049.00	26,081,300	
日本郵政	1,400	1,524.50	2,134,300	
セコム	1,200	10,715.00	12,858,000	
合計	335,800		1,435,980,340	

b．株式以外の有価証券
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2024年5月31日現在）

資産総額	4,483,430,099 円
負債総額	2,490,895,584 円
純資産総額（ - ）	1,992,534,515 円
発行済数量	1,341,612,238 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.4852 円

（参考）日本株式マザーファンド

資産総額	1,442,649,722 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,442,649,722 円
発行済数量	413,465,943 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	3.4892 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2024年5月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2024年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2024年5月末日現在、276本であり、その純資産総額の合計は1,144,658百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	128本	610,413百万円
単位型株式投資信託	96本	373,884百万円
単位型公社債投資信託	52本	160,361百万円
合計	276本	1,144,658百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年 3 月31日現在)		当事業年度 (2024年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2 . 前払費用			75,321		84,385
3 . 未収入金			76,043		11
4 . 未収委託者報酬			691,691		786,210
5 . 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6 . その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
固定資産					
1 . 有形固定資産			65,997		80,377
(1) 建物	1	61,571		58,177	
(2) 器具備品	1	4,335		22,132	
(3) その他	1	89		67	
2 . 無形固定資産			66,210		59,615
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		59,829		51,914	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3 . 投資その他の資産			471,050		377,814
(1) 投資有価証券		161,600		73,082	
(2) 長期差入保証金		90,675		94,383	
(3) 繰延税金資産		205,341		201,452	
(4) 長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業年度 (2023年 3 月31日現在)		当事業年度 (2024年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			526		8,230
2 . 未払金			271,941		313,073
(1) 未払収益分配金		2,477		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		219,122		253,964	
(4) その他未払金		50,339		56,629	
3 . 未払費用			399,233		383,553
4 . 未払法人税等			10,104		37,418
5 . 未払消費税等			34,659		47,112
6 . 賞与引当金			198,672		217,291
7 . 役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
固定負債					
1 . 退職給付引当金			459,728		458,579
2 . 役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)		当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			3,589,974		3,815,873
２．運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
営業費用					
１．支払手数料			1,214,944		1,314,653
２．広告宣伝費			380		449
３．調査費			1,531,036		1,462,653
（１）調査費		81,751		78,433	
（２）委託調査費		1,022,173		938,128	
（３）情報機器関連費		426,284		445,204	
（４）図書費		827		887	
４．委託計算費			194,939		202,225
５．営業雑経費			94,488		87,513
（１）通信費		8,024		8,752	
（２）印刷費		76,071		68,725	
（３）協会費		5,634		5,403	
（４）諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
一般管理費					
１．給料			1,187,234		1,182,195
（１）役員報酬		49,917		49,713	
（２）給料・手当		1,067,224		1,064,091	
（３）賞与		70,092		68,391	
２．法定福利費			194,915		202,434
３．退職金			3,999		3,089
４．福利厚生費			4,828		3,982
５．交際費			529		671
６．寄付金			79		21
７．旅費交通費			4,732		4,865
８．事務委託費			110,489		108,634
９．租税公課			78,199		75,603
１０．不動産賃借料			156,478		156,478
１１．退職給付費用			54,858		55,316
１２．役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
１３．賞与引当金繰入			198,672		217,291
１４．役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
１５．固定資産減価償却費			29,715		34,022
１６．諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失()			138,531		55,185

		前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)		当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			953		952
2. 受取利息			34		31
3. 為替差益			3,804		-
4. 助成金収入			500		500
5. 受取補償金			12,514		-
6. 雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
営業外費用					
1. 為替差損			-		9,366
2. 支払補償金			12,514		-
3. 損失補填金			1,870		-
4. 雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失()			133,248		47,722
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		50		251
2. 投資有価証券評価損			15,870		-
3. 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			73,742		25,455
法人税等調整額			8,130		175
当期純利益又は 当期純損失()			251,436		31,832

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 ()			251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は 当期純損失（ ）						31,832	31,832	31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 （純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失 （ ）			31,832
株主資本 以外の項目の 当期変動額 （純額）	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

第５項に従い、３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	-	-
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	42,882	-	42,882
資産計	-	42,882	-	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年3月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（＊）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	1,423
	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（＊）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	5,451	6,599	1,147
	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 委託者報酬	3,589,974	3,815,873
2. 運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
退職給付の支払額	47,875千円
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

退職給付引当金	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円
--------------	---------

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注 1）	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,451	14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	58,469	59,459
評価性引当額小計	70,921	73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

当事業年度（2024年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約（*）	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	5,088.65円	1株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失（ ）	232.27円	1株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失（ ）（千円）	251,436	当期純利益（千円）	31,832
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る 当期純損失（ ）（千円）	251,436	普通株式に係る当期純利益（千円）	31,832
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

株式会社りそな銀行

- ・ 資本金の額 279,928百万円（2024年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

株式会社日本カストディ銀行

- ・ 資本金の額 51,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在) (単位：百万円)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
auカブコム証券株式会社	7,196	
株式会社SBI証券	54,323	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
東武証券株式会社	420	
ニューズ証券株式会社	1,000	
楽天証券株式会社	19,495	

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a．信託財産の保管・管理・計算
- b．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d．目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2024年月5月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2024年2月6日	有価証券報告書
-----------	---------

2024年2月6日	有価証券届出書
-----------	---------

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年7月11日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

羽柴 則央

公認会計士

福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているT & D日本株式投信（通貨選択型）米ドルコースの2023年1月8日から2024年5月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D日本株式投信（通貨選択型）米ドルコースの2024年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。